

令和2年度 事業計画

1 基本理念

公益財団法人大分県環境管理協会は、浄化槽を基盤とした水環境の保全にかかる事業活動を通して、大分県の公共用水域における水質の維持・改善を図りながら県民の生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することにより、「持続可能な社会」の構築実現に貢献する。

2 事業運営方針

- (1) 事業運営における透明性の確保とコンプライアンスの徹底を図り、公益財団法人としての社会的責任を果たしていく。また、事業執行にかかる組織体制の強化並びに通常業務の効率化を促進し、より強固で安定した財務基盤を構築する。
- (2) 公益事業である浄化槽検査業務については、行政と丁寧な連携のもと、台帳整備を着実にを行いながら、現有物件の確保と法定検査を適正に実施し、受検率の向上を図る。
- (3) 本年3月に導入するBOD分析機器等の効率的運用を図りながら当面は、「7万基検査」を念頭に置き、事業執行体制を整備していく。
- (4) 外部依頼にかかる水質検査事業については、公益事業への負担等を総合的に勘案し、廃止も含めた見直しを検討する。

3 事業計画

大分県の生活排水処理人口普及率は、平成30年度末で76.9%となっており、全国平均の91.4%を大きく下回っている現状にある。

本年4月1日に改正浄化槽法が施行されるが、改正内容が着実に実施されれば、合併処理浄化槽への転換促進と生活排水処理率向上の契機となるばかりでなく、受検率向上にも繋がるので、改正法に基づく協議会や台帳整備等の動向とあわせて、行政との協力体制を検討していく必要がある。

また、行政との連携については、県東部地区等における未受検対策の推移を見ながら、検査体制を整備するとともに受検にかかる設置者の不公平感を払拭していく。

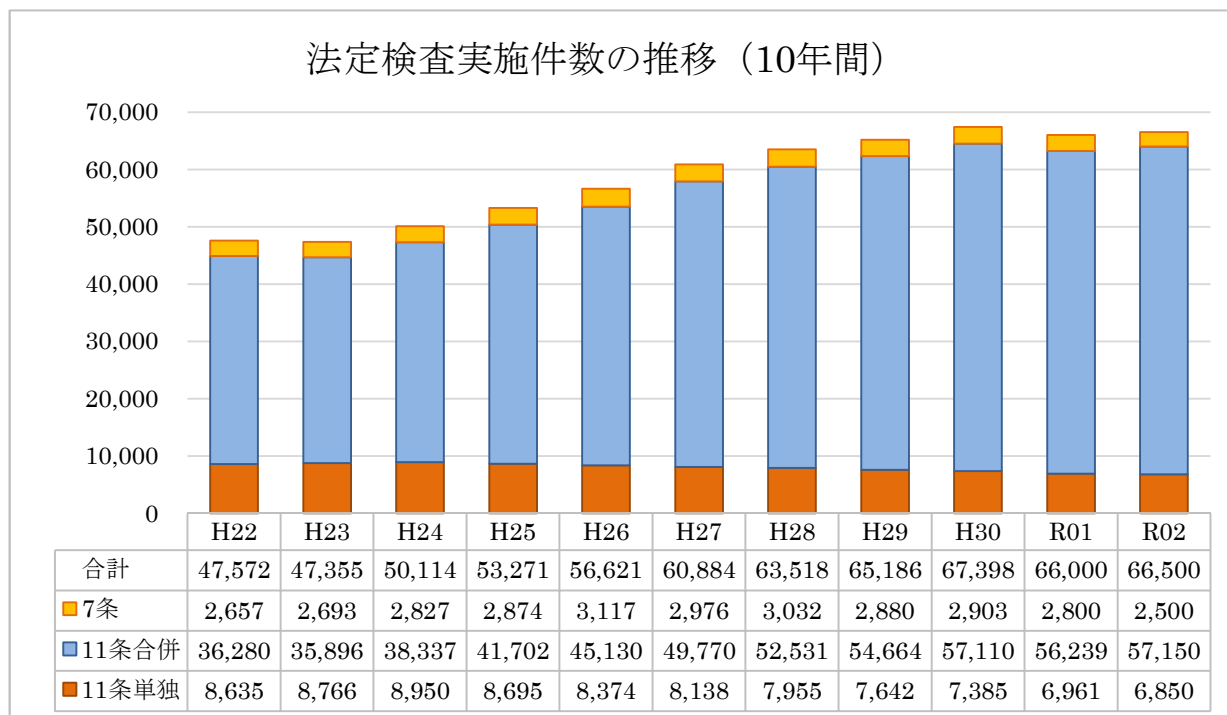
さらに、10月に予定している『法人設立40周年記念』式典をひとつの契機として、令和時代の「健全な経営基盤作り」を見据えながら、事業執行の見直しを着実に実施していくことで、経営の効率化を推進する。

以上のことを踏まえ、令和2年度の主要事業について次のとおり実施する。

〔 法定検査の目標件数 〕

令和2年度目標件数を以下のように設定する。

令和2年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,500件	64,000件	66,500件



1. 検査実施率の向上について

法第11条検査の未受検者対策について、令和2年度も引き続き行政との連携により、設置台帳整理と併行して実施率向上に努める。

【参考】平成30年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		検査対象基数 (H28年度末)	検査実施数 (H30年度末)	検査実施率 (H30年度末)
協会事業	合併処理浄化槽	76,634基	57,110基	74.5%
	単独処理浄化槽	73,860基	7,385基	10.0%
	合計	150,494基	64,495基	42.9%

－受検率向上への取組－

(1) 大分県浄化槽台帳整備に関する県及び市町村との連携（浄化槽法改正関連事業）

- ① 浄化槽法改正に伴い、県並びに大分市と連携し、設置台帳整備に努める。
- ② 協会の浄化槽検査台帳内の受検情報を県及び市町村に提供し、受検率の向上に取組む。
- ③ 各管轄行政からの情報提供を基に、協会の浄化槽検査台帳内に残存する廃止・休止等の情報整理を行い、設置台帳と検査台帳の整合性を図る。
- ④ 使用実態の不明な浄化槽情報を、行政と連携し大分県浄化槽管理台帳システムに反映させる。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

- ① 直近の未受検者情報を各管轄行政へ報告し、速やかな受検指導が適うよう努める。
- ② 長期未受検者への継続的な指導を行うため、各管轄行政との連携を図り、行政からの受検指導により、継続受検へ繋げるよう努める。

(3) 大分市における11条検査受検率向上への取組

- ① 合併処理浄化槽の（補助・補助外）未受検者情報を大分市と共有し、受検率向上対策を図る。
- ② 不動産物件等の名義変更管理者に対し、大分市と連携し実態把握と有効な対策を図る。

(4) 月次拒否対策

- ① 月次行政報告後の受検拒否者への速やかな行政指導を要請する。

(5) 月次不適正報告

- ① 月次行政報告後の不適正指導の情報を有効活用し、不適正浄化槽の早期改善に取組む。

2. 検査件数の確保及び検査実施について

(1) 検査編成における法定検査の実施率向上のための対策

- ① 検査員個人並びに各課・支所ごとの年間実施目標件数を定め進捗管理を行い、各課長・支所長と連携し検査目標件数の達成に努める。
- ② 地区担当制の内容を精査し、保留物件の削減及び検査員の負担軽減を図る。

(2) 7条検査の適時編成及び前年度実施7条検査から11条検査への移行率向上対策

- ① 新設浄化槽管理部門の情報管理課と連携し、7条検査の適時実施のための編成に努める。
- ② 可能な限り面談検査を行い7条検査の実施及び次年度11条検査への移行率向上に努める。

(3) 未収金対策

- ① 未収金発生物件については、通常どおりの検査編成を行うことで未収金の回収並びに法定検査の実施へ繋がるよう努め、維持管理の必要性及び法定検査の役割について説明する。
- ② 入金遅滞物件については、計画的に督促処置を行い未収金の発生抑制を図る。

3. 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

各種精度管理規程に基づき、法定検査標準作業書の整備を進めていくことで、細分化した規則及びマニュアルの作成に取り組んでいく。また、計画的な教育訓練を実施していき、検査員の技術力に研鑽を重ね、精度管理を徹底することで信頼性確保及び資質向上に努める。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集の作成

- ① 検査員の作業上の安全と健康を確保するため、安全衛生に関する規則を作成する。
- ② 検査方法等マニュアルの細分化にあたり、検査前の案内・連絡等について新たな規程を作成する。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 検査員の技術力の向上を図るため、関連法規集、新型浄化槽の情報共有、コミュニケーション能力向上等の研修会を定期的に作成する。

(3) 浄化槽の水質改善に係る調査・研究

- ① 温泉流入浄化槽の調査・研究を進め、大分県の温泉流入浄化槽への対応が統一化できるよう所轄行政機関へ情報提供を行う。

4. 行政・業界連携に関すること

浄化槽法の一部を改正する法律が公布されたことで、行政・業界との更なる連携により単独処理浄化槽の設置転換に努めていく。また、浄化槽の信頼性確保のため、今後も技術力の向上に取り組む、各業界団体へ最新情報を提供していく。

(1) 各種研修会、講習会の開催・準備について（浄化槽法改正関連事業）

- ① 法改正に基づく浄化槽管理士の研修機会の確保について、大分県循環社会推進課並びに大分市廃棄物対策課と連携を図り、保守点検登録業者への周知や研修会の開催の準備に努める。
- ② 法改正に基づく協議会の設置について、大分県循環社会推進課と連携を図り、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議資料の作成や協議会の組織運営に協力していく。
- ③ 大分県循環社会推進課主催の行政担当者研修会へ講師を派遣し、現場研修を含めた研修会を行い、浄化槽行政担当者の知見を広め、行政の浄化槽業務の向上に寄与する。

(2) 賛助会員・部会の情報提供について

- ① 環境省・執行団体からの二酸化炭素抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を受け、賛助会員への周知並びに情報提供を行う。
- ② 部会運営委員会を定期的に開催し、賛助会員の技術力向上、各種補助金の活用に繋がるための情報提供並びに支援を行い、地域業界との連携を強化する。

5. 水質検査関係事業について

(1) 水質検査事業について

今年度も、県内での水質汚濁防止法関連の規制対象となる大型浄化槽の新設は少なく、下水道への接続や施設の廃止による減少も引き続き生じている。

また、依頼件数について同業他社との価格競合も存在するが、継続的な検査数の大きな変動はないと思われる。

なお、今年度の収入について増加傾向となっているのは、1年限定の特定施設の更新に伴う年間調査によるものである。

以上の状況を踏まえ令和2年度については、以下のとおり計画を定め、依頼検査業務の維持および浄化槽に関する調査・研究を行う事で、水質検査部門としての信頼性の確保を図るものとする。

(2) 検査実施目標について

令和2年度の目標を以下のように設定する。

① 各設定目標について

	令和元年度目標	令和2年度目標
依頼分析件数	6,520 件	6,550 件
依頼分析収入額	43,300,000 円	44,300,000 円
法定検査事業 (7 条・11 条)	66,000 件	66,500 件

※依頼分析内容が個々で異なるため、目標件数は平均単価を基にした参考数とする。

(3) 依頼検査について

- ① 水濁法関連の規制対象となる浄化槽を情報管理課との連携により把握し、市場調査を目的とした業者への働きかけを行い、依頼件数の確保に取り組む。
- ② 水濁法規制対象外の浄化槽に対する依頼についても、管理目的等の法規制にとらわれない依頼の受け入れ等を行う。

(4) 精度管理について (継続事項)

- ① 測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定精度や効率に関する改善に努める。
- ② 職員間による測定の誤差抑制や技術向上のため、同一試料の測定を行う等の定期的な内部研修等の実施に努める。
- ③ クロスチェック・技能試験等を行うための外部機関との値の確認を行うことで精度の確保に努める。
- ④ 令和2年度からの BOD 自動測定装置の更新に伴い、作業の更なる効率化及び精度の向上に取り組む。

(5) 浄化槽に関する調査・研究業務について (継続事項)

信頼性の向上を図るため、浄化槽の調査・研究に関して、以下の事項に取り組む

- ① 技術開発課と連携をとり、浄化槽の水質改善等に関する各種調査・研究に取り組む
- ② 各研究集会等で行う研究発表に向けた基礎調査・研究に取り組む。

6. 総務部および関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

浄化槽の信頼確保のため、本制度の普及および啓発、ならびに受理件数の増加に取り組む。

年 度	登録件数	予算額（税込） （見込・実績は決算額）
令和2年度（当初予算）	1,082件*	4,608,000円
令和元年度（見込）	1,078件	4,773,000円
平成30年度（実績）	1,030件	4,341,000円

※市町村補助金担当課への今年度受理件数および来年度予算の聞き取りから推測

(2) 提案活動

汚水処理人口普及率の向上は、本県の良質な水環境を保全していくうえで、喫緊の課題であり、行政、業界および協会とで足並みを揃え対応していく必要がある。特に本年度は浄化槽法が改正施行されるタイミングでもあり、適時適切な提案を関係機関に行うことで連携を図っていく。

(3) 法人設立40周年記念事業について

令和2年度は「法人設立40周年」（昭和55年10月20日法人許可）にあたるため、記念式典を開催し、日ごろから当協会の運営について協力をいただいている関係機関等に対し感謝の意を表す。

(4) エコアクション21の継続

当協会自らも環境負荷をかけている事業所としての責任を自覚し、環境への負荷を少しでも抑制するため、継続してエコアクション21のプログラムを通じて環境活動を推進していく。

(5) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

浄化槽は適切な維持管理によって、その性能が担保されることから、設置者が前もってその重要性を認識することは極めて大切なことである。浄化槽管轄行政も、その必要性を再認識し、近年は設置者に対する講習会の機会を増やしている傾向にある。当協会としても講師の派遣要請に対しては積極的に協力していく。

② 環境学習 出前授業の実施

浄化槽に対する正しい知識の普及啓発を行うため、協会職員が講師となり、小学生等を対象に環境学習の出前授業を行う。子どもを通じて保護者への波及効果も狙うべく、深く心に残るような授業内容を検討し実施していく。

③ 浄化槽ポスターコンクール等の開催

浄化槽に関する啓発活動の一環として、ポスターや標語等を募集し、表彰・展示会を行い、県民の浄化槽に対する関心を高める。優秀な作品については、広報活動にも使用する。

(6) 7条検査の適期実施に向けた対応について

関係機関との連携を密にするとともに各種届出書類の管理の強化を行い、浄化槽法第7条検査を法令に基づいた期間に実施できるよう努める。

(7) 検査システムの利便性の向上および県台帳システムとの連携について

当協会の浄化槽検査システムについては、平成30年6月のシステム刷新・使用開始から機能の追加や修正を重ねて、現在では安定稼働ができています。今後も更に利便性を高め、検査業務の効率化や県の台帳システムとの連携強化を図る。

(8) 情報セキュリティ対策の強化について

浄化槽に関する個人情報を含む、全ての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、情報セキュリティ対策の強化および職員へ情報の適切な取り扱いに関する教育を徹底する。

(9) 未収金対策

初回の督促業務は担当検査員が自らの責任で行うこととしており、一定の成果を上げているが、それでもなお未収となる物件に対しては、定期的に再請求を送付し、粘り強く対応していく。

(10) コンビニ収納サービスの検討・導入について

検査手数料の收受方法について、現在は現金での支払い、もしくは専用用紙を使用しての銀行振込（窓口・ATM）の二種類のみであるが、ライフスタイルの変化に伴い、コンビニ支払いの需要が高まってきている。また銀行振込手数料の値上げ等、コスト的な問題も今後懸念されることから、令和2年度のサービス開始を目指し、コンビニ収納の検討・導入を進める。

(11) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年2回発行し、賛助会員および関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。
- ② 現在の協会のホームページの作成から12年が経過し、デザインが陳腐化してきているので、刷新を視野に入れ対応を進めていく。またホームページの内容については、適切なタイミングでの更新を心がけ、閲覧者の照会要求に応えるよう努める。

(12) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

- ① 外部機関の行う研修や、講師派遣サービス等を活用し、職員に業務上必要な知識や能力を習得させる。
- ② 安全運転講習や、人権研修等を定期的実施し、職員一人ひとりに社会的規範を遵守させるため、教育を行う。